門真市立認定こども園ＡＥＤ（自動体外式除細動器）賃貸借契約仕様書

Ⅰ．件　名：門真市立認定こども園ＡＥＤ（自動体外式除細動器）賃貸借契約
契約台数：２台
契約期間：契約締結日から令和 13 年 12 月 31 日まで（５カ年）
（地方自治法第 234 条の３に基づく長期継続契約）
賃貸借期間：令和９年１月１日から令和 13 年 12 月 31 日まで
設置場所：別紙のとおり

Ⅱ．ＡＥＤの機器仕様詳細

⑴ 機能

１．救急蘇生法の指針 2025 に適合する機器であること。
２．電気ショック出力波形は二相性で、電気ショックを２回以上行う場合は一度目より出力エネルギーを上げて放電する機能を有すること。
３．機器の機能を毎日自動的に点検するセルフテスト機能を有し、異常時は音と、表示色で警告できること。
４．フタを開けることにより自動的に電源が入る等、操作性が簡便であること。
５．音声ガイドで簡便に操作ができること。
６．種々の体型や体位に対応可能な２枚に分かれた電極パッドであること。
７．高さ 10ｃｍ程度、幅 30ｃｍ程度、奥行き 30ｃｍ程度、重さは約 3.0ｋｇ以下であること。
８．動作・待機時の温度条件は、０℃～50℃の範囲であること。
９．ＡＥＤの電極パッド有効期限切れ、バッテリー残量切れなどの場合に、メールにて通知し、ＡＥＤのダウンタイムを極力短くできるようなリモート監視が可能であること。
10．電極パッドの有効期限が切れる２ケ月前、バッテリー残量が 25%を下回った場合に担当者へメールでお知らせする機能を有すること。
11．ＡＥＤの稼働状況、電極パッドの有効期限、バッテリーの残量を常時ＷＥＢ上で確認できること。
12．　収納ケース、自立スタンドがなくてもＡＥＤのリモート監視が可能であること。また、 新たな配線工事等を行わなくても、運用が開始できること。
13．電極パッドは本体に接続された状態で本体内に保管されていること。
14．成人／小児モードを切り替えることができる切替スイッチが本体に標準装備されていること。

⑵ 安全性

医療電気機器の安全に関する規格に適合していること

⑶ 製品構成

① ＡＥＤ（自動体外式除細動器）本体×１

② 除細動パッド（ケーブル等を含む）×２

④ キャリングケース×１

⑤ 取扱説明書

⑥ レスキューセット×１（内容は下記の各１個から構成する）

・衣服切除用ハサミ ・体毛切除用カミソリ ・汗等水分払拭用ガーゼ又は不織布

・人工呼吸用一方向弁付きフェイスマスク ・感染防止用手袋 ・以上を収納する袋

⑦ ＡＥＤ設置表示：設置を示す表示板またはシール×必要数

Ⅲ．収納場所

門真市立大和田こども園１階玄関ホール、門真市立砂子みなみこども園１階エントランスホールの指定する場所とし、設置まで責任を持って行うこと。

設置・調整費は金額に含むこと。

Ⅳ．納入期限

令和８年 12 月 28 日

Ⅴ．付帯条件

① 賃貸借契約とし賃貸借料は、毎月ごとの支払いとする。

本契約は５カ年とするが長期継続契約、門真市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第２条第１号に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更または解除することがあります。

② 請求方法

請求は門真市こども部保育幼稚園課にする。

③ 支払方法

・毎月払い

④ 賃貸借料に以下のサービスを付帯すること。

・受注者の責任において、除細動パッド等消耗品について使用期限前に各施設に送付すること。

・365 日 24 時間、対応可能なコールセンターを有し、随時、質問・故障・消耗品交換等の対応が可能であること。

・実使用時に必要な消耗品の交換（郵送等で可）が発生した場合、追加料金なしで行うこと。

・契約期間中、故障・盗難・破損（故意および使用者の重過失、天災等は除く）等の場合、機器の交換・修繕等を追加料金なしで行うこと。

・ＡＥＤ（自動体外式除細動器）納入時に取扱説明を実施すること。

・消耗品の交換を行った場合、門真市こども部保育幼稚園課担当者に必ず書面にて連絡すること。

《理由》

ＡＥＤ（自動体外式除細動器）は、心停止における緊急事態に対応する機器であることか

ら、出来得る限り機能が使用できる状態を維持することが重要である。
　しかし、消耗品であるバッテリー、除細動パッドには使用期限が存在するため、受注者の責任として使用期限の管理を含め、消耗品の交換を行う等のサービス体制を有していることが重要と判断する。
⑤ 仕様書の内容について質疑が生じたときは、門真市こども部保育幼稚園課と協議の上決定する。

以上